

○津久見市工場立地法地域準則条例

(平成 31 年 3 月 20 日条例第 1 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、工場立地法(昭和 34 年法律第 24 号。以下「法」という。)第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき、法第 4 条第 1 項の規定により公表された準則(以下「法準則」という。)に代えて適用すべき地域準則を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第 3 条 法第 4 条の 2 第 1 項に規定する区域並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表に定めるとおりとする。

区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号の準工業地域(以下「準工業地域」という。)	100 分の 10 以上	100 分の 15 以上
都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の工業地域及び工業専用地域(以下「工業地域」という。)	100 分の 5 以上	100 分の 10 以上
都市計画法第 8 条第 1 項で定める地域、地区及び街区以外の地域(以下「用途指定外地域」という。)	100 分の 5 以上	100 分の 10 以上

(敷地が 2 以上の区域にわたる場合の適用)

第 4 条 特定工場の敷地が準工業地域、工業地域若しくは用途指定外地域又はこれら以外の区域のうち 2 以上の区域にわたる場合における前条の規定の適用については、当該敷地に占めるそれぞれの区域の割合(以下「敷地割合」という。)につき、準工業地域、工業地域又は用途指定外地域の敷地割合が最も高い場合には当該敷地割合が最も高い区域に係る同条の規定を当該敷地の全部に適用し、同条に規定する区域以外の区域の敷地割合が最も高い場合には同条の規定を当該敷地の全部に適用しない。

(他の地方公共団体の長との協議)

第 5 条 市長は、特定工場の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたるときは、当該地方公共団体の長と協議し、必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 昭和 49 年 6 月 28 日までに設置され、又は設置のための工事が開始された特定工場(以下「既存工場等」という。)において生産施設の面積の変更(生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。)が行われる場合の第 3 条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、次の各号に掲げる式によって行うものとする。

(1) 既存工場等が、法準則別表第 1 の上欄に掲げる 1 の業種に属する場合

区域	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積
準工業地域	$G \geq P / \gamma (0.1 - G_0 / S)$ ただし、 $P / \gamma (0.1 - G_0 / S) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.1S - G_1$ とし、 $0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq P / \gamma (0.15 - E_0 / S)$ ただし、 $P / \gamma (0.15 - E_0 / S) > 0.15S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.15S - E_1$ とし、 $0.15S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
工業地域及び用途指定外地域	$G \geq P / \gamma (0.05 - G_0 / S)$ ただし、 $P / \gamma (0.05 - G_0 / S) > 0.05S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.05S - G_1$ とし、 $0.05S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq P / \gamma (0.1 - E_0 / S)$ ただし、 $P / \gamma (0.1 - E_0 / S) > 0.1S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.1S - E_1$ とし、 $0.1S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

(2) 既存工場等が、法準則別表第 1 の上欄に掲げる 2 以上の業種に属する場合

区域	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積
準工業地域	$G \geq \sum_{j=1}^n P_j / \gamma_j (0.1 - G_0 / S)$ ただし、 $\sum_{j=1}^n P_j / \gamma_j (0.1 - G_0 / S) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.1S - G_1$ とし、 $0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq \sum_{j=1}^n P_j / \gamma_j (0.15 - E_0 / S)$ ただし、 $\sum_{j=1}^n P_j / \gamma_j (0.15 - E_0 / S) > 0.15S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.15S - E_1$ とし、 $0.15S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

工場 地域 及び 用途 指定 外地 域	$G \geq \sum_{j=1}^n P_j / \gamma_j (0.05 - G_0 / S)$ <p>ただし、$\sum_{j=1}^n P_j / \gamma_j (0.05 - G_0 / S) > 0.05S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.05S - G_1$ とし、$0.05S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。</p>	$E \geq \sum_{j=1}^n P_j / \gamma_j (0.1 - E_0 / S)$ <p>ただし、$\sum_{j=1}^n P_j / \gamma_j (0.1 - E_0 / S) > 0.1S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.1S - E_1$ とし、$0.1S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。</p>
---------------------------------------	--	---

3 前項各号の表の式における次の各号に掲げる記号は、それぞれ当該各号に定める数値を表すものとする。

- (1) G 当該変更に伴い設置する緑地の面積
- (2) P 当該変更に係る生産施設的面積
- (3) γ 当該既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合
- (4) G0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地(当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。以下同じ。)の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以降の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積
- (5) S 当該既存工場等の敷地面積
- (6) G1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地の面積の合計
- (7) E 当該変更に伴い設置する環境施設的面積
- (8) E0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設(当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。以下同じ。)の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以降の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の合計を超える面積
- (9) E1 当該変更前に係る届出前に設置されている環境施設的面積の合計
- (10) n 当該既存工場等が属する業種の個数
- (11) Pj 当該変更に係るj業種に属する生産施設的面積
- (12) γ_j j業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合